

平成 2 0 年 第 4 回 御代田町 議会 定例会 議事 日程 (第 4 号)

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日

議案・請願に対する審査報告、表決

- | | | |
|---------|-------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 9 2 号 | 町営住宅の明渡し並びに使用料等の請求に伴う訴えの提起について |
| 日程第 2 | 議案第 9 5 号 | 御代田町公告式条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 3 | 議案第 9 6 号 | 御代田町高額療養費つなぎ資金の貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について |
| 日程第 4 | 議案第 9 7 号 | 平成 2 0 年度御代田町一般会計補正予算案について |
| 日程第 5 | 議案第 9 8 号 | 平成 2 0 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について |
| 日程第 6 | 議案第 9 9 号 | 平成 2 0 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について |
| 日程第 7 | 議案第 1 0 0 号 | 平成 2 0 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について |
| 日程第 8 | 議案第 1 0 1 号 | 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について |
| 日程第 9 | 議案第 1 0 2 号 | 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 0 3 号 | 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 0 4 号 | 平成 2 0 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について |
| 日程第 1 2 | 陳情第 2 5 号 | 介護保険制度の抜本的改善を求める陳情 |
| 日程第 1 3 | 陳情第 2 8 号 | 介護労働者の処遇改善を求める陳情 |
| 日程第 1 4 | 陳情第 2 9 号 | 共済法制定を求める陳情 |
| 日程第 1 5 | 陳情第 3 0 号 | 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情 |

日程第 1 6 閉会中の継続審査について

日程第 1 7 閉会中の継続審査について

議案上程

日程第 1 8 意見案第 2 5 号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書案について

日程第 1 9 意見案第 2 6 号 介護労働者の処遇改善を求める意見書案について

日程第 2 0 意見案第 2 7 号 共済法制定を求める意見書案について

日程第 2 1 意見案第 2 8 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書案について

追加議事日程

追加日程第 1 議案第 1 0 5 号 教育委員会委員の任命について

追加日程第 2 議案第 1 0 6 号 教育委員会委員の任命について

追加日程第 3 議案第 1 0 7 号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

平成 2 0 年 第 4 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 0 年 1 2 月 5 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 0 年 1 2 月 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日	午前 1 1 時 1 5 分

第 4 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日	午前 1 1 時 1 5 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8	柳 澤 治	出 席
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	中 山 美 博	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	荻 原 達 久	出 席
5	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 2	内 堀 恵 人	出 席
6	土 屋 実	出 席	1 3	内 堀 千 恵 子	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 荻 原 達 久
	1 2 番 内 堀 恵 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	南 沢 一 人
総 務 課 長	古 越 敏 男	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 眞 一
町 民 課 長	小 平 嘉 之	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長	笠 井 吉 一
消 防 課 長	木 内 幹 夫		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 4 回 定例会 会議録

平成 20 年 12 月 15 日 (月)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (内堀千恵子君) 改めまして、おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより委員長報告を求めます。

去る 12 月 5 日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案・陳情について、日程に従いまして各常任委員長から報告願います。

- - - 日程第 1 議案第 92 号 町営住宅の明渡し並びに使用料等の請求に

伴う訴えの提起について - - -

○議長 (内堀千恵子君) 日程第 1 議案第 92 号 町営住宅の明渡し並びに使用料等の請求に伴う訴えの提起について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長 (古越 弘君) 議案書の 2 ページをお開きください。

平成 20 年 12 月 15 日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第 92 号 町営住宅の明渡し並びに使用料等の請求に伴う訴えの提起について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により、報告します。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました、議案第92号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第92号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第92号 町営住宅の明渡し並びに使用料等の請求に伴う訴えの提起については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第2 議案第95号 御代田町公告式条例の一部を改正する

条例案について - - -

- - - 日程第3 議案第96号 御代田町高額医療費つなぎ資金の貸付基金の

設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第2 議案第95号 御代田町公告式条例の一部を改正する条例案について、日程第3 議案第96号 御代田町高額医療費つなぎ資金の貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について、委員長の報告を求めます。

柳澤嘉勝総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（柳澤嘉勝君）

平成20年12月15日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝

委員会審査報告書

議案第95号 御代田町公告式条例の一部を改正する条例案について

議案第96号 御代田町高額医療費つなぎ資金の貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました、議案第95号、議案第96号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第95号、議案第96号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第95号 御代田町公告式条例の一部を改正する条例案について、議案第96号 御代田町高額医療費つなぎ資金の貸付基金の設置及び管理に関する

る条例を廃止する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 4 議案第 9 7 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計

補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 4 議案第 9 7 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計補正
予算案について、委員長の報告を求めます。

柳澤嘉勝総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（柳澤嘉勝君）

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝

委員会審査報告書

議案第 9 7 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計補正予算案について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告いたします。

○議長（内堀千恵子君） ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、
本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経
済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第 9 7 号についてを議題とい
たします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第97号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第97号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第5 議案第98号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第6 議案第99号 平成20年度御代田町老人保健医療
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第7 議案第100号 平成20年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第8 議案第101号 平成20年度御代田町後期高齢者医療
特別会計補正予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第5 議案第98号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第6 議案第99号 平成20年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について、日程第7 議案第100号 平成20年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第8 議案第101号 平成20年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

柳澤嘉勝総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(柳澤嘉勝君)

平成20年12月15日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝

委員会審査報告書

議案第 98号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

議案第 99号 平成20年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について

議案第100号 平成20年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

議案第101号 平成20年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第98号から議案第101号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第98号から議案第101号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第98号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第99号 平成20年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について、議案第100号 平成20年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第101号 平成20年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案については、委員長の報告のとおり決しました。

- - - 日程第9 議案第102号 平成20年度御代田町簡易水道事業
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第10 議案第103号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道事業
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第11 議案第104号 平成20年度御代田町公共下水道事業
特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第9 議案第102号 平成20年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第10 議案第103号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第11 議案第104号 平成20年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） 2ページをお開きください。

平成20年12月15日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第102号 平成20年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について

議案第103号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について

議案第104号 平成20年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案に

ついて

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第102号から議案第104号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第102号から議案第104号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第102号 平成20年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、議案第103号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、議案第104号 平成20年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第12 陳情第25号 介護保険制度の抜本的改善を求める陳情

について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第12 陳情第25号 介護保険制度の抜本的改善を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

柳澤嘉勝総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(柳澤嘉勝君) 3ページをお願いします。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 陳情第25号 介護保険制度の抜本的改善を求める陳情

(12月5日の議会において付託)

意見書を送付すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、
以上報告します。

平成20年12月15日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝

○議長(内堀千恵子様) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました、陳情第25号について
を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第25号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第25号については、採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第25号 介護保険制度の抜本的改善を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第13 陳情第28号 介護労働者の処遇改善を求める陳情について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第13 陳情第28号 介護労働者の処遇改善を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） 4ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件名 陳情第28号 介護労働者の処遇改善を求める陳情

（12月5日の議会において付託）

意見書を送付すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成20年12月15日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

○議長（内堀千恵子君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました、陳情第28号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第28号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第28号については、採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第28号 介護労働者の処遇改善を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第14 陳情第29号 共済法制定を求める陳情について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第14 陳情第29号 共済法制定を求める陳情について、
委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) 4ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 陳情第29号 共済法制定を求める陳情

(12月5日の議会において付託)

意見書を送付すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、
以上報告します。

平成20年12月15日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

○議長(内堀千恵子君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました、陳情第29号について

を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第29号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第29号については、採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、陳情第29号 共済法制定を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第15 陳情第30号 森林・林業・木材産業施策の積極的な

展開を求める陳情について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第15 陳情第30号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) 4ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 陳情第30号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情

(1 2 月 5 日の議会において付託)

意見書を送付すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、
以上報告します。

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

○議長 (内堀千恵子君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました、陳情第 3 0 号について
を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「 なし 」 と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第 3 0 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「 異議なし 」 と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第 3 0 号については、採択とのであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第 3 0 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情
については、委員長の報告のとおり決しました。

- - - 日程第 1 6 閉会中の継続審査について - - -

○議長 (内堀千恵子君) 日程第 1 6 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務福祉文教常任委員長からただいま委員会において審査中の陳情について、会

議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました請求のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

事務局長に朗読させます。

荻原謙一 議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○ 議会事務局長 (荻原謙一君) 5 ページをお開きください。

平成20年12月15日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝

閉会中の継続審査について (請求)

陳情第26号 所得割重視の国保税(料)を求める陳情については、12月15日(本定例会)までに報告すべきところ、会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行い、次の議会に報告することにしたいから、会議規則第75条の規定により、議会の議決を経ようお取り計らい願います。

記

1. 閉会中、継続審査を必要とする理由

本陳情については、当町の国民健康保険制度の現状を踏まえ、更に調査研究をするため、継続審査とする。

○ 議長 (内堀千恵子君) お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、陳情第26号 所得割重視の国保税(料)を求める陳情については、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「 異議なし 」 と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、委員長から申し出のとおり、陳情第26号 所得割重視の国保税(料)を求める陳情については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

- - - 日程第17 閉会中の継続審査について - - -

○ 議長 (内堀千恵子君) 日程第17 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務福祉文教常任委員長から、ただいま委員会において審査中の陳情について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました請求のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

事務局長に朗読させます。

荻原謙一 議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○ 議会事務局長 (荻原謙一君) 6 ページをお開きください。

平成 20 年 12 月 15 日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

総務福祉文教常任委員長 柳澤嘉勝

閉会中の継続審査について (請求)

陳情第 27 号 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情については、12 月 15 日 (本定例会) までに報告すべきところ、会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行い、次の議会に報告することにしたいから、会議規則第 75 条の規定により、議会の議決を経ようお取り計らい願います。

記

1 . 閉会中、継続審査を必要とする理由。

本陳情については、当町の介護保険制度の現状を踏まえ、更に調査研究するため、継続審査とする。

○ 議長 (内堀千恵子君) お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、陳情第 27 号 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情については、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「 異議なし 」 と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、委員長から申し出のとおり、陳情第 27 号 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

- - - 日程第 18 意見案第 25 号 介護保険制度の抜本的改善を求める

意見書案について - - -

○ 議長 (内堀千恵子君) 日程第 18 意見案第 25 号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一 議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○ 議会事務局長 (荻原謙一君) 7 ページをお開きください。

意見書案第 25 号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書案について

上記意見書を御代田町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 20 年 12 月 15 日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

提出者 御代田町議会議員 柳 澤 嘉 勝

賛成者 御代田町議会議員 中 山 美 博

” 柳 澤 治

” 古 越 日 里

8 ページをお開きください。

介護保険制度の抜本的改善を求める意見書 (案)

「安心して老後を送りたい」、これはすべての国民の願いです。しかし、いま介護保険制度は大変厳しい状況におかれています。保険料は引き上げられ、介護保険も厳しい財政運営を強いられ、認定制度やサービスの利用にも問題が生じています。

一方で、介護報酬の引き下げは介護労働者に多大なしわ寄せをもたらし、生活できない低賃金、働き続けられない労働環境の中、福祉・介護サービスに携わる労働者の確保を困難にしています。事業者によっては経営難に直面する事態となっています。

第 169 通常国会では、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しました。この法律を実効あるものにすることは国の責任であり、介護労働者の処遇改善をはじめ、介護保険制度の抜本的改善は待ったなしの状況です。

よって、国においては、介護保険制度の抜本的改善のために、以下の事項の実現を強く要請します。

1. 介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。
2. 介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、保険料を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

以上です。

○議長（内堀千恵子君） 本案について、趣旨説明を求めます。

柳澤嘉勝議員

（5番 柳澤嘉勝君 登壇）

○5番（柳澤嘉勝君） 意見案第25号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書（案）に対する趣旨説明をいたします。

「安心して老後を送りたい」、これはすべての国民の願いであります。平成12年から始まった介護保険は、この願いの実現を図るための制度でありました。しかし、制度が始まって9年が経過し、保険料の引き上げによる負担増や、市町村の介護保険財政も厳しいものがあります。さらには、介護労働者の労働環境も厳しいものがあり、労働者の確保も困難な状況にあります。

第169通常国会では、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立いたしました。この法律を実効あるものにすることは国の責任であり、介護労働者の処遇改善をはじめ、介護保険制度の抜本的改善は、待ったなしの状況であります。

よって、国においては、国民が安心して暮らせるよう介護保険制度の抜本的改善を図るよう、政府に意見書を提出する次第であります。

どうか慎重にご審議のうえ、可決されますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第25号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、意見案第25号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第19 意見案第26号 介護労働者の処遇改善を求める

意見書案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第19 意見案第26号 介護労働者の処遇改善を求める意見書案についてを議題といたします。

意見案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 9ページをお開きください。

意見案第26号 介護労働者の処遇改善を求める意見書案について

上記意見書案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成20年12月15日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

提出者 御代田町議会議員 古 越 弘

賛成者 御代田町議会議員 武 井 武
荻 原 達 久
朝 倉 謙 一
市 村 千恵子
土 屋 実
内 堀 恵 人

10ページをお開きください。

介護労働者の処遇改善を求める意見書（案）

いま、介護・福祉労働者の人材確保が国民的課題となっている。

財団法人介護労働安定センターの平成18年度調査では、介護労働者の1年間の離職率は20.3%で、離職者の8割以上が「3年未満」と報道されており、介護労働者の処遇改善が緊急に求められている。

第169通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しているが、具体案は一切ない。

政府は、今後10年間に約40～60万人の介護労働者の確保が必要としており、現在、約64万人の介護福祉士などの定着・増員は緊急の課題である。

介護報酬の引き上げとともに、報酬の引き上げが保険料や利用料にはねかえらないように国庫負担を増額して労働条件を改善することを求めるものである。

1. 国は介護労働者の処遇改善について必要があると認め、直ちに具体化をはかること。

2. 国庫負担により介護報酬を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財務大臣 殿

以上です。

○議長（内堀千恵子君） 本案について趣旨説明を求めます。

古越 弘議員。

(2 番 古越 弘君 登壇)

○ 2 番 (古越 弘君) 意見案第 2 6 号 介護労働者の処遇改善を求める意見書 (案) に対する趣旨説明をいたします。

いま、介護福祉労働者の人材確保が、国民的課題となっています。

労働実態、労働条件は、大変厳しいものがあり、働き続けられる職場環境の整備が必要であります。

第 1 6 9 通常国会でも「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立していますが、具体案は一切ありません。今後も多くの介護労働者の確保が必要としており、介護福祉士などの定着・増員は緊急の課題であります。

よって、国においては、介護労働者等の人材確保のための具体化施策を進めるよう政府に意見書を提出する次第です。

どうか慎重にご審議のうえ、可決されますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

介護報酬の引き上げとともに、報酬の引き上げが保険料や利用料にはねかえらないように、国庫負担を増額して労働条件を改善することを求めるものである。

○ 議長 (内堀千恵子君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「 なし 」 と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第 2 6 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「 異議なし 」 と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、意見案第26号 介護労働者の処遇改善を求める意見書案については、
原案のとおり決しました。

- - - 日程第20 意見案第27号 共済法制定を求める意見書案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第20 意見案第27号 共済法制定を求める意見書案に
ついてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一 議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 11ページをお開きください。

意見案第27号 共済法制定を求める意見書案について

上記意見書案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提
出します。

平成20年12月15日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

提出者	御代田町議会議員	古 越	弘
賛成者	御代田町議会議員	武 井	武
		荻 原	達 久
		朝 倉	謙 一
		市 村	千恵子

12ページをお開きください。

共済法制定を求める意見書（案）

ニセ共済の規制から始まった流れが、保険業法の改正により「団体内の助け合い」
まで保険業の規制に含まれてしまいました。本来、社会のなりたちは、同等におい
て行われる福祉教育施設（公助）や市場主義（自助）と並んで相互扶助（互助）が
重要であることはいうまでもありません。現に、わが国の公的施策の中に「協同組
合」「NPO法人」などが位置づけられているほか、国民各階層の中に「共済」と
いう形の助け合いが発展し広がってきました。そうした「非営利・協同」の理念に
基づく共済は、国民の安心と暮らしを支えるうえで大きな役割を果たしてきました。

また「非営利・協同」が社会において重要であることは、国際社会においても広く認識され、国連やILO（国際労働機関）において高く評価され位置づけられているところであり、アメリカや欧州諸国では「共済法」などが整備されています。

ところが、わが国においては2006年4月施行の「改定保険業法」において、「原則として共済は認められない」「営利会社の実施する保険によること」という重大なしほりがかけられ、国内各分野に大きな影響が発生し、国民の安心がおびやかされております。

そこで、わが国においても以下を骨子とする共済法を制定することを求めます。

- 1．共済の理念が、資本を持たないこと、構成員の加入自由、非営利目的で地域社会・共同体の利益目的で純粋儲け目的でない（社会的連帯である）こと、1人1票の決定権の組織であることを示すこと
- 2．同理念は、日本国憲法第13条「幸福追求権」、第21条「集会・結社・表現の自由」、第28条「勤労者の団結権」に基づくことを示すこと
- 3．共済活動は、各団体自治において自由に行われるものであることを示すこと
- 4．各共済の運営は、利用者全員の参加において、1人1票で民主的に行われることを示すこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

内閣総理大臣殿

内閣府特命担当大臣（金融）殿

法務大臣殿

金融庁長官殿

以上です。

○議長（内堀千恵子君） 本案について趣旨説明を求めます。

古越 弘議員。

（2番 古越 弘君 登壇）

○2番（古越 弘君） 意見案第27号 共済法制定を求める意見書（案）に対する趣旨説明をいたします。

ニセ共済の規制から始まった流れが、保険業法の改正により、団体内の助け合いまで保険業の規制に含まれてしまいました。わが国では公的施策の中に「協同組合」「NPO法人」などが位置づけられているほか、国民各階層の中に「共済」という形の助け合いが発展し、広がり、「非営利・協同」の理念に基づく共済は、国民の安心と暮らしを支えるうえで大きな役割を果たしてきました。

国際社会でも、「非営利・協同」の重要性が認識され、多くの国で「共済法」が整備されています。

しかし、わが国においては、2006年4月施行の「改定保険業法」において、「原則として共済は認められない」「営利会社の実施する保険によること」という重大なしぼりがかけられ、国内各分野に大きな影響が発生し、国民の安心がおびやかされております。

そこで、国においては国民の安心が図られるよう、共済法制定を求めるため、政府に意見書を提出する次第です。

どうか慎重にご審議のうえ可決されますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第27号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、意見案第27号 共済法制定を求める意見書案については、原案のとおり

り決しました。

- - - 日程第 2 1 意見案第 2 8 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な

展開を求める意見書案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 2 1 意見案第 2 8 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 13 ページをお開きください。

意見案第 2 8 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日

御代田町議会議長 内堀千恵子様

提出者	御代田町議会議員	古 越	弘
賛成者	御代田町議会議員	武 井	武
		荻 原	達 久
		朝 倉	謙 一
		市 村	千恵子
		土 屋	実
		内 堀	恵 人

1 4 ページをお開きください。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を

創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき、業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

1 森林吸収資源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出

2 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材バスオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興

3 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設

4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適性に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

農林水産大臣 殿

林野庁長官 殿

以上です。

○議長（内堀千恵子君） 本案について趣旨説明を求めます。

古越 弘議員。

（ 2 番 古越 弘君 登壇 ）

○ 2 番（古越 弘君） 意見案第 2 8 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書案に対する趣旨説明をいたします。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられていますが、一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

このような中、森林整備を推進していくためには具体的な事業展開を図ることがきわめて重要であると考えます。

よって、国においては、森林整備を進めるための森林・林業・木材産業施策の積極的な展開をするよう、政府に意見書を提出する次第であります。

どうか慎重に審議され可決されますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第 2 8 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、意見案第28号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

ただいま、町長より、議案3件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第105号を追加日程第1、議案第106号を追加日程第2、議案第107号を追加日程第3とし、議題とすることに決しました。

- - - 追加日程第1 議案第105号 教育委員会委員の任命について - - -

○議長(内堀千恵子君) 追加日程第1 議案第105号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

(総務課長 古越敏男君 登壇)

○総務課長(古越敏男君) それではお手元の追加議事日程の1ページをお出し願いたいと思います。

教育委員会委員の任命でございますが、平成20年11月25日で任期満了となり、教育委員会委員が2名退任されました。

柳澤光雄様、井田理恵様でございます。

後任について同意をお願いするものでございます。

議案第105号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字広戸691番地

氏 名 柳 澤 政 弘

生年月日 昭和30年10月6日生

柳澤政弘氏は、北佐久農業高等学校を卒業後、家業である農業に従事されております。農業を営むかたわら、昭和58年4月に町体育指導員に就任され、現在まで26年間の長きにわたり、スポーツの実技指導等住民のスポーツ振興にご尽力いただいております。

この間、平成17年4月からは、その経験と実績が評価され、体育指導委員会の委員長を務められており、町の生涯スポーツの振興・発展に寄与された功績は大なるものがあります。

また、平成6年4月から15年4月までの9年間、町消防団の副団長を務められ、地域住民の安心・安全を守る組織の要として、その重責を果たされました。

こうした経験を生かされ、町が進めようとしている健康なまちづくりの取り組みに向け、生涯スポーツの振興の観点から、町教育行政の運営責任を担っていただけるものと考えます。

よろしくご審議のうえ、ご同意をいただけますようお願いいたします。

任期は、本日より平成24年12月14日までの4年間でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第105号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第105号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

- - - 追加日程第2 議案第106号 教育委員会委員の任命について - - -

○議長（内堀千恵子君） 追加日程第2 議案第106号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは次ページをお願いいたします。

議案第106号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字御代田3715番地の7

氏 名 平 田 良 子

生年月日 昭和35年4月20日生

平成20年12月15日提出

御代田町長 茂木祐司

平田良子様は、千葉大学教育学部を卒業後、千葉市内の公立小学校教諭として3年間勤務なされました。結婚を期に退職されましたが、御代田町に住まれてからは、3人のお子さんを育てるかたわら雪窓保育園の保護者会長、御代田南小学校PTA会長の要職を歴任され、学校等と連携をして教育環境の整備充実に熱意をもって取り組んでいただきました。これら学校等の運営にご尽力いただいた功績は、大なるものがあります。

また、平成16年からは、図書館ボランティアとして活躍され、生涯学習・施設運営の一役を担っていただいております。

こうした多くの経験を生かされ、保護者の視点に立って、町教育行政の運営責任を担っていただけるものと考えています。

よろしくご審議のうえ、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第106号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第106号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

- - - 追加日程第3 議案第107号 御代田町国民健康保険条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 追加日程第3 議案第107号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) 追加議案書の次ページをお願いいたします。

議案第107号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてであります。

先の金曜日の全協でご説明をいたしました、分娩にかかる医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を補償するための措置として、分娩機関が加入する損害保険分として、従来の出産育児一時金35万円に3万円を上限として加算支給することを定めるものでございます。

右のページをお願いいたします。

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

御代田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項に、後段として次のように加える。

ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認め

るときは、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額とする。

(1) 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故(出産(厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。))に係る事故(厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。)のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となったものをいう。次号において同じ。)が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であって厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

(2) 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日より施行する。

(適用区分)

2 改正後の御代田町国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行日以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用し、施行日以前の出産に基づく出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

以上であります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第107号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第107号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

- - - 町長あいさつ - - -

○議長(内堀千恵子君) 閉会に先立ち、町長よりあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 12月定例議会閉会にあたりまして、ひと言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまには、11日間にわたり慎重にご審議をいただきまして、大変ご苦労さまでした。

本議会にご提案をさせていただきましたすべての案件について、ご決定をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

事業の執行にあたりましては、誠心誠意、職員ともども一丸となって進めさせていただきます。

本議会では、予算書案、また条例改正案の一部に誤りがあり、文書の差しかえをさせていただきました。今後、このようなことがないように、十分注意してまいります。

すので、よろしく願いをいたします。

また、議員の皆さまから、本議会の中でいただきました貴重なご意見やご提案、ご指摘に、真摯に耳を傾けて、今後の行政運営に努めてまいりたいと考えております。大変ありがとうございました。

今年もあと半月を残すばかりとなりましたが、日本列島はまさに不況の嵐が吹き荒れております。日本を代表する大企業を中心に、数万人という規模で派遣社員など、非正規雇用を中心とした人員整理、リストラ、あるいは内定取り消しなど、雇用不安が襲いかかっております。この寒空に職を失い、生活の糧を失った人々がどのように生活するのか、また、年末を乗り切れるかどうかの不安の中に居る中小零細業者の方々の経営はどうなるのか、テレビの討論会では経済アナリストや評論家あるいは国会議員などがさまざまな角度から議論をしておりましたけれども、政治の世界では専ら自民党一部議員や民主党などによる政界再編の話題が主で、いまの不況のもとで末端で暮らしている人々の暮らしがどうなるのか、どうするのかの議論は、残念ながらほとんど見られませんでした。政府は、日本の経済と国民の暮らしに責任を果たすべきだということを強く要請するものであります。

私たち地方行政は、まさに政治と経済の末端で生活している方々の暮らしの現場で直接向き合い、対応していかなければなりません。既に町内の企業でも、外国人労働者を中心とした人員整理の計画が始められようとしており、町として把握しているだけでも、200人近い方々が職を失うこととなりますが、現在の政治と経済の現況を直視するならば、これで終わるとは到底考えられません。今後、更に人員整理と倒産の波が押し寄せる危険性は否定できません。こうしたことが今後の町の経済と行政運営に与える影響は計り知れないものがあると考えられます。そうした意味からも、来年の中心的課題は不況対策にどのように取り組むのかということになると思われます。

議員の皆さまには今後とも町行政に対するご支援、ご協力をいただきますよう、切にお願いを申し上げますとともに、年末を迎えて何かとお忙しい時期でもありますので、健康に十分ご留意をいただきまして、議員の皆さまにとっても町民の皆さまにとっても、明るく爽やかな新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

- - - 閉 会 - - -

○議長（内堀千恵子君） これにて、平成20年第4回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時15分

上記は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するために署名する。

議 長

議 員

議 員